

新型コロナウイルス規制緩和に関するお知らせ

新型コロナウイルスによる規制緩和に伴い、当館の対応を変更致します。

(旧) 感染症を理由に中止とした場合、領収済みの利用料金は全額返金します。



(新) 令和5年3月申請受付4月利用分よりむつ市下北文化会館条例通りの運用に戻します。

使用日の30日前までに使用中止届・還付申請書を提出いただきますと、

利用料金の半額を返金いたします。

なお、使用日の30日前を超えた場合は、返金いたしかねますので御了承ください。

今後とも感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

下北文化会館